

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

(令和6年10月1日改正)

改 正 後	改 正 前																																																																														
<p>第3章 積算基準</p> <p>3-1 用地測量業務</p> <p>2-1 測量業務価格</p> <p>(1) 測量作業費</p> <p>② 間接測量費</p> <p>間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、<u>オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用</u>である。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>第4章 標準歩掛</p> <p>4-1 用地測量業務</p> <p>II 標準歩掛</p> <p>3 現地踏査（表1-1-3）</p> <p style="text-align: right;">（1業務当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 主 任 技 師</th> <th>測 量 技 師</th> <th>測 量 技 師 補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;"><u>3.5%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>補正率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>大市街地</th> <th>市街地 甲</th> <th>市街地 乙</th> <th>都市近郊</th> <th>耕 地</th> <th>原 野</th> <th>森 林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 率</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 員			測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	外 業	1.0	1.0	1.0	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	1.0%	材 料 費	<u>3.5%</u>	地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林	補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0	<p>第3章 積算基準</p> <p>3-1 用地測量業務</p> <p>2-1 測量業務価格</p> <p>(1) 測量作業費</p> <p>② 間接測量費</p> <p>間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。</p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>第4章 標準歩掛</p> <p>4-1 用地測量業務</p> <p>II 標準歩掛</p> <p>3 現地踏査（表1-1-3）</p> <p style="text-align: right;">（1業務当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 主 任 技 師</th> <th>測 量 技 師</th> <th>測 量 技 師 補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 復元測量または永久境界埋設を単独発注する場合は、計上しない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;"><u>4.0%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>補正率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>地域区分</th> <th>大市街地</th> <th>市街地 甲</th> <th>市街地 乙</th> <th>都市近郊</th> <th>耕 地</th> <th>原 野</th> <th>森 林</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 率</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	人 員			測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	外 業	1.0	1.0	1.0	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	1.0%	材 料 費	<u>4.0%</u>	地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林	補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0
区 分		人 員																																																																													
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補																																																																												
外 業	1.0	1.0	1.0																																																																												
各費目の直接人件費に対する割合																																																																															
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																												
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	<u>3.5%</u>																																																																												
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林																																																																								
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0																																																																								
区 分	人 員																																																																														
	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補																																																																												
外 業	1.0	1.0	1.0																																																																												
各費目の直接人件費に対する割合																																																																															
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																												
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	<u>4.0%</u>																																																																												
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林																																																																								
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0																																																																								

改正後

6 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（表1-1-6）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.4	0.4
内業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

11 境界確認（表1-1-11）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手
外業	1.0	1.0	1.0	1.0
内業	—	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	4.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

12 土地境界立会確認書作成（表1-1-12）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.8	0.8
内業	0.4	0.4

改正前

6 地積測量図転写（地積測量図のみの転写）（表1-1-6）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.4	0.4
内業	0.2	0.3

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	1.5%	材 料 費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

11 境界確認（表1-1-11）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手
外業	1.0	1.0	1.0	1.0
内業	—	0.7	0.7	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	0.5%	材 料 費	4.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

12 土地境界立会確認書作成（表1-1-12）

(10,000 m²当たり)

区分	人 員	
	測量技師補	測量助手
外業	0.8	0.8
内業	0.4	0.4

改正後

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	1.5%	材料費	0.5%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

13 補助基準点の設置 (表1-1-13)

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	0.8	0.8	0.8	0.8
内業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m²当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費目	割合	費目	割合	対象費目	係数
機械経費	3.0%	材料費	3.0%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

17 用地境界仮杭設置 (表1-1-17)

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	0.8	0.8	0.8	0.8
内業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	3.5%	材料費	5.0%

改正前

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	1.5%	材料費	1.0%

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

13 補助基準点の設置 (表1-1-13)

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	0.8	0.8	0.8	0.8
内業	0.4	0.4	0.4	—

(注) 10,000 m²当たり標準補助基準点は10点とする。

各費目の直接人件費に対する割合				精度管理費係数	
費目	割合	費目	割合	対象費目	係数
機械経費	3.0%	材料費	3.5%	直接人件費+賃金+機械経費	0.07

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

17 用地境界仮杭設置 (表1-1-17)

(10,000 m²当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	0.8	0.8	0.8	0.8
内業	0.3	0.3	0.3	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費目	割合	費目	割合
機械経費	3.0%	材料費	5.0%

改正後

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

22 地積測量図の作成

表1-1-22 (略)

(注1) (略)

24 用地境界杭設置 (表1-1-24)

(10本当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	—	1.2	1.2	1.2
内業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	5.0%	材 料 費	21.0%

4-2 調査業務

II 建物等の調査

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定

表2-5 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）[第3条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・[同要領第6条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・[同要領第7条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

表2-7 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領[第3条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

改正前

補正率

地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕地	原野	森林
補正率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0

22 地積測量図の作成

表1-1-22 (略)

(注1) (略)

24 用地境界杭設置 (表1-1-24)

(10本当たり)

区分	人 員			
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
外業	—	1.2	1.2	1.2
内業	—	0.5	0.5	—

各費目の直接人件費に対する割合			
費 目	割 合	費 目	割 合
機 械 経 費	4.5%	材 料 費	19.0%

4-2 調査業務

II 建物等の調査

4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定

表2-5 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）[第4条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・[同要領第7条](#)に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・[同要領第8条](#)に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

表2-7 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領[第4条](#)に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

改 正 後	改 正 前																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。 ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表2-9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物D</td> <td>プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-11 構造計算を行う場合（略） 注1（略） 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>6 工作物等の調査 (1) 機械設備 ② 機械設備の調査及び算定 表2-17（略） 注1（略） 注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(2) 生産設備 ② 生産設備の調査及び算定</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ 鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む ）	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ 非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(3) 非木造建物の調査及び算定 非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。 ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表2-9</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">構 造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物A</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物B</td> <td>鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物C</td> <td>コンクリートブロック造、石造、れんが造</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非木造建物D</td> <td>プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-11 構造計算を行う場合（略） 注1（略） 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>6 工作物等の調査 (1) 機械設備 ② 機械設備の調査及び算定 表2-17（略） 注1（略） 注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(2) 生産設備 ② 生産設備の調査及び算定</p>	区 分	構 造	非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）	非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造	非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造	非木造建物D	プレハブ造（ 鉄骨系、コンクリート系、木質系 ）
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造（ 鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む ）																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ 非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く ）																				
区 分	構 造																				
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）																				
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造																				
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造																				
非木造建物D	プレハブ造（ 鉄骨系、コンクリート系、木質系 ）																				

改 正 後	改 正 前																														
<p>表2-21 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む、ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）</p> <p>② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定</p> <p>表2-25 (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査費用は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(6) 墳墓等の調査及び算定</p> <p>表2-35 (略)</p> <p>注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木、祭し料（弔祭料を含む。）等</u>について行うものとする。</p> <p>注2 (略)</p> <p>IV 営業その他の調査</p> <p>3 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。</p> <p>なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。</p> <p style="text-align: right;">表4-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">現地踏査</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">—</td> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.34人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.34人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 営業に関する調査及び算定</p> <p>営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表4-3により行うものとする。</p> <p>ただし、営業の内容等の難易度によって表4-4の補正を行うものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.34人</u>		技師 B	<u>0.34人</u>		<p>表2-21 (略)</p> <p>注1 (略)</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む、ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。 <p>(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）</p> <p>② 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定</p> <p>表2-25 (略)</p> <p>注1～3 (略)</p> <p>注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査費用は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 <p>(6) 墳墓等の調査及び算</p> <p>表2-35 (略)</p> <p>注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、<u>立竹木等</u>について行うものとする。</p> <p>注2 (略)</p> <p>IV 営業その他の調査</p> <p>3 現地踏査</p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。</p> <p>なお、現地踏査は、営業に関する調査及び算定を行うもののみ適用する。</p> <p style="text-align: right;">表4-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">現地踏査</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">—</td> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.26人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.26人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 営業に関する調査及び算定</p> <p>営業に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表4-3により行うものとする。</p> <p>ただし、営業の内容等の難易度によって表4-4の補正を行うものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.26人</u>		技師 B	<u>0.26人</u>	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																										
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.34人</u>																											
			技師 B	<u>0.34人</u>																											
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																										
現地踏査	業 務	—	技師 A	<u>0.26人</u>																											
			技師 B	<u>0.26人</u>																											

改正後

表4-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
営業	事業所 (企業)	—	技師 A	<u>0.52</u>	<u>0.68</u>	<u>0.68</u>	<u>1.88人</u>	
			技師 B	<u>0.52</u>	<u>1.63</u>	<u>1.64</u>	<u>3.79人</u>	
			技師 C	<u>0.52</u>	<u>4.06</u>	—	<u>4.58人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	

注 (略)

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表4-6により行うものとする。

表4-6

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	<u>0.08</u>	—	<u>0.13人</u>	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表4-7により行うものとする。

表4-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	<u>0.23</u>	0.06	0.05	<u>0.34人</u>	
			技師 C	<u>0.23</u>	<u>0.16</u>	0.09	<u>0.48人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.66</u>	<u>0.06</u>	0.06	<u>0.78人</u>	
			技師 C	<u>0.66</u>	0.24	<u>0.09</u>	<u>0.99人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.23</u>	0.05	0.04	<u>0.32人</u>	
			技師 C	<u>0.23</u>	0.18	<u>0.10</u>	<u>0.51人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.07</u>	<u>0.07人</u>	

改正前

表4-3

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
営業	事業所 (企業)	—	技師 A	<u>0.57</u>	<u>0.94</u>	<u>0.60</u>	<u>2.11人</u>	
			技師 B	<u>0.57</u>	<u>1.43</u>	<u>1.61</u>	<u>3.61人</u>	
			技師 C	<u>0.57</u>	<u>3.92</u>	—	<u>4.49人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.45</u>	<u>0.45人</u>	

注 (略)

6 居住者に関する調査

居住者に関する調査の直接人件費の積算は、表4-6により行うものとする。

表4-6

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
居住者調査	世帯	—	技師 A	—	0.02	—	0.02人	
			技師 B	0.05	—	—	0.05人	
			技師 C	0.05	<u>0.05</u>	—	<u>0.10人</u>	

7 動産に関する調査及び算定

動産に関する調査及び算定の直接人件費の積算は、表4-7により行うものとする。

表4-7

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
一般住家	戸 (世帯)	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	
			技師 B	<u>0.20</u>	0.06	0.05	<u>0.31人</u>	
			技師 C	<u>0.20</u>	<u>0.12</u>	0.09	<u>0.41人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>	
農家住家	戸	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.45</u>	<u>0.05</u>	0.06	<u>0.56人</u>	
			技師 C	<u>0.45</u>	0.24	<u>0.12</u>	<u>0.81人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
店舗	店舗	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	<u>0.26</u>	0.05	0.04	<u>0.35人</u>	
			技師 C	<u>0.26</u>	0.18	<u>0.13</u>	<u>0.57人</u>	
			技術員	—	—	<u>0.09</u>	<u>0.09人</u>	

改正後

事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.18	0.05	0.04	0.27人	
			技師 C	0.18	0.12	0.10	0.40人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.04	0.03	0.15人	
			技師 C	0.08	0.10	0.06	0.24人	
			技術員	—	—	0.04	0.04人	
倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.15	0.04	0.03	0.22人	
			技師 C	0.15	0.13	0.07	0.35人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	

注 (略)

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表4-9により行うものとする。

表4-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査あり)	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	—	0.06	0.05	0.11人	
			技師 C	—	0.16	0.14	0.30人	
仮住居、借家人又は家賃減収補償(標準家賃調査なし)	世帯	—	技師 A	—	—	0.03	0.03人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.14	0.14人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.48	0.48人	

改正前

事務所	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.03	0.03人	
			技師 B	0.17	0.04	0.04	0.25人	
			技師 C	0.17	0.11	0.10	0.38人	
			技術員	—	—	0.07	0.07人	
工場	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.08	0.05	0.03	0.16人	
			技師 C	0.08	0.10	0.07	0.25人	
			技術員	—	—	0.03	0.03人	
倉庫	事業所	50㎡以上 150㎡未満	技師 A	—	—	0.02	0.02人	
			技師 B	0.13	0.04	0.03	0.20人	
			技師 C	0.13	0.12	0.06	0.31人	
			技術員	—	—	0.06	0.06人	

注 (略)

8 その他通損に関する算定

その他通損に関する算定の直接人件費の積算は、表4-9により行うものとする。

表4-9

区分	単位	規模	職種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
仮住居又は借家人補償	世帯	—	技師 A	—	—	0.02	0.02人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.05	0.05人	
			技師 C	—	—	0.13	0.13人	
移転雑費	所有者又は世帯	—	技師 A	—	—	0.04	0.04人	補償額算定
			技師 B	—	—	0.06	0.06人	
			技師 C	—	—	0.52	0.52人	

改 正 後	改 正 前																										
<p>Ⅷ 補償説明</p> <p>補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。ただし、補償説明には、用地事務処理要領第45条に定められた土地調査及び物件調査、事業用地及び補償予定額明細書並びに契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p> <p>なお、この場合の歩掛は、受託者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>Ⅷ 補償説明</p> <p>補償説明とは、<u>公共事業に必要となる土地等の取得等に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む）の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1及び8-2の区分によるものとする。</u></p> <p>なお、この場合の歩掛は、受託者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。</p> <p style="text-align: right;"><u>表8-1</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 A</td> <td>用地調査等共通仕様書第10章第122条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。または、これに準ずると認められるもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 B</td> <td>補償説明等A以外のもの。 ただし、表8-2の判断基準により区分を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;"><u>表8-2</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 B-イ</td> <td>(1) 土地のみのもの (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物または立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 B-ロ</td> <td>(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 B-ハ</td> <td>(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補償説明等 B-ニ</td> <td>(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 補償説明等Bに係る直接人件費の積算に当たっては、表8-2による区分ごとの補正率は、表8-3により行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>表8-3</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">B-イ</th> <th style="text-align: center;">B-ロ</th> <th style="text-align: center;">B-ハ</th> <th style="text-align: center;">B-ニ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">補正率</td> <td style="text-align: center;">0.50</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.30</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	補償説明等 A	用地調査等共通仕様書第10章第122条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。または、これに準ずると認められるもの。	補償説明等 B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表8-2の判断基準により区分を行うものとする。	区 分	判 断 基 準	補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物または立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。	補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。	補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。	補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。	区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ	補正率	0.50	0.80	1.00	1.30
区 分	判 断 基 準																										
補償説明等 A	用地調査等共通仕様書第10章第122条（移転工法案の検討）の移転計画を行ったもの。または、これに準ずると認められるもの。																										
補償説明等 B	補償説明等A以外のもの。 ただし、表8-2の判断基準により区分を行うものとする。																										
区 分	判 断 基 準																										
補償説明等 B-イ	(1) 土地のみのもの (2) 土地に囲障等の簡易な附帯工作物または立竹木が存するもの。 (3) 土地に土地所有者以外の者が所有する野立看板等が存するもの。ただし、この場合の権利者数は1名とする。																										
補償説明等 B-ロ	(1) 土地に機械設備、生産設備、庭園等が存するもの。 (2) 機械設備、生産設備等が存するもの。 (3) 居住の用に供されている借家人に係るもの。																										
補償説明等 B-ハ	(1) 土地、建物を所有している補償に係るもの。 (2) 居住用以外の用（住居併用を含む。）に供している借家人に係るもの。																										
補償説明等 B-ニ	(1) 土地、建物を所有し、営業を行っている（住居併用を含む。）補償に係るもの。																										
区 分	B-イ	B-ロ	B-ハ	B-ニ																							
補正率	0.50	0.80	1.00	1.30																							

改正後

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。

表8-1

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	<u>0.40人</u>	
			技師 A	<u>0.40人</u>	
			技師 B	<u>0.40人</u>	

(削る)

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等に対し、面接等により、補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

表8-2

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>	
			技師 A	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	
			技師 C	<u>0.01</u>	<u>0.02</u>	<u>0.03人</u>	

注1 技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

(削る)

改正前

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。

表8-4

種目	単位	規模	職種	外業	備考
現地踏査	業務	—	主任技師	<u>0.54人</u>	
			技師 A	<u>0.54人</u>	
			技師 B	<u>0.54人</u>	

注 現地踏査は、表8-1の区分を行わないものとする。

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表8-5、補償説明等Bにあつては表8-6により行うものとする。

(補償説明等A)

表8-5

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	0.27	0.39	0.66人	
			技師 A	0.54	0.81	1.35人	
			技師 C	0.27	0.39	0.66人	

注1 補償説明等Aは、主任技師1名、技師A 2名、技師C 1名の合計4名編成によって行うことを前提としたものであり、表8-5に表示する技師Aは2名分の人員である。(以下「補償説明等A」の歩掛について同じ。)

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表8-6

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	B-ハ	主任技師	—	<u>0.06</u>	<u>0.06人</u>	
			技師 A	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	
			技師 C	<u>0.08</u>	<u>0.06</u>	<u>0.14人</u>	

注1 補償説明等Bは、技師A 1名、技師C 1名の合計2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには主任技師が加わるものとする。

注2 本表の歩掛は、表8-2のB-ハを基準としたものであり、表8-2の区分によって表8-3の補正を行うものとする。

改正後

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理方針の検討、補償説明に係る事項の整理、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-3により行うものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

表8-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	—	0.09	0.09人	
			技師 C	—	0.15	0.15人	

(削る)

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明及び記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。

(削る)

(削る)

改正前

注3 直接人件費 = 表8-3の補正単価 × 表8-2の区分ごとの権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表8-7を、補償説明等Bにあつては表8-8により行うものとする。

(補償説明等A)

表8-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	—	主任技師	—	0.54	0.54人	
			技師 A	—	2.97	2.97人	
			技師 C	—	2.28	2.28人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

(補償説明等B)

表8-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料等の作成	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.06	0.06人	
			技師 A	—	0.17	0.17人	
			技師 C	—	0.31	0.31人	

注1 本表の歩掛は、表8-2のB-ハを基準としたものであり、表8-2の区分によって表8-3の補正を行うものとする。

注2 直接人件費 = 表8-3の補正単価 × 表8-2の区分ごとの権利者数

5 補償説明

補償説明は、土地、物件調書の配布、補償内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表8-9を、補償説明等Bにあつては表8-10により行うものとする。

(補償説明等A)

表8-9

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
補償説明	権利者	—	主任技師	5.40	0.81	6.21人	
			技師 A	10.97	1.62	12.59人	
			技師 C	5.57	2.43	8.00人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

改正後								改正前							
(削る)				表8-4				(補償説明等B)				表8-10			
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
補償説明	回	二	主任技師	—	0.01	0.01人		補償説明	権利者	B-ハ	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.13	0.01	0.14人					技師 A	1.97	0.10	2.07人	
			技師 C	0.13	0.12	0.25人					技師 C	1.97	0.58	2.55人	
(削る)								注1 本表の歩掛は、表8-2のB-ハを基準としたものであり、表8-2の区分によって表8-3の補正を行うものとする。							
注 直接人件費 = 単価 × 回								注2 直接人件費 = 表8-3の補正単価 × 表8-2の区分ごとの権利者数							
XII 地盤変動影響調査等								XII 地盤変動影響調査等							
[二] 費用負担の説明								[二] 費用負担の説明							
費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。								費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。							
なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。								なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。							
2 現地踏査								2 現地踏査							
現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-14により行うものとする。								現地踏査の費用内容及び取扱いは、II 建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-14により行うものとする。							
表12-14								表12-14							
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
現地踏査	業務	—	技師 A	0.60人				現地踏査	業務	—	技師 A	0.50人			
			技師 B	0.60人							技師 B	0.50人			
			技師 C	0.60人							技師 C	0.50人			
3 概況ヒアリング等								3 概況ヒアリング等							
概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-15により行うものとする。								概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-15により行うものとする。							
表12-15								表12-15							
種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考	種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人		概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人					技師 A	0.06	0.04	0.10人	
			技師 C	0.05	0.04	0.09人					技師 C	0.06	0.04	0.10人	
注1・注2 (略)								注1・注2 (略)							
4 説明資料の作成等								4 説明資料の作成等							
説明資料の作成等は、権利者等ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-16により行うものとする。								説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表12-16により行うものとする。							

改正後

表 12-16

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>	
			技師 C	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12-17 により行うものとする。

表 12-17

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技師 A	<u>1.45</u>	<u>0.10</u>	<u>1.55人</u>	
			技師 C	<u>1.45</u>	<u>0.36</u>	<u>1.81人</u>	

注 (略)

改正前

表 12-16

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成 等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>	
			技師 C	—	<u>0.24</u>	<u>0.24人</u>	

注 (略)

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 12-17 により行うものとする。

表 12-17

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>	
			技師 A	<u>1.57</u>	<u>0.08</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 C	<u>1.57</u>	<u>0.46</u>	<u>2.03人</u>	

注 (略)

改正後

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住宅、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人、家賃減収 (標準家賃調査あり)	世帯	1	
仮住居、借家人、家賃減収 (標準家賃調査なし)		世帯	1		
移転雑費		所有者 又は世帯	1		
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成		権利者	1	
	補償説明		回	1	

改正前

別表

設計数量表示単位一覧表

区分	種別	細別	単位	数値	備考
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世帯	1	
	動産	一般住宅、農家住宅	戸	1	
		店舗	店舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	(新設)	(新設)	(新設)	
仮住居、借家人		世帯	1		
移転雑費		所有者 又は世帯	1		
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等	(削る)	(削る)	(削る)	
		補償説明等B	権利者	1	
	説明資料等の作成	(削る)	(削る)	(削る)	
		補償説明等B	権利者	1	
補償説明	(削る)	(削る)	(削る)		
	補償説明等B	権利者	1		